

# 検体検査実施料新規収載のお知らせ

(管理番号:20-0074)  
2020年06月 C-05

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年5月29日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0529第1号」および「保医発0529第3号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）が改正され、令和2年6月1日より適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

## ■ 新規保険収載項目

項目	保険点数
METex14遺伝子検査	5,000 点
ロイシンリッチ $\alpha$ 2グリコプロテイン	276 点

## ■ 検査方法が追加された項目

項目	保険点数
HIV-1核酸定量	520 点

## ■ 適用日

2020(R2)年 6月 1日(月)から適用

## ● 実施料が新規掲載された項目

### ▼ 詳細内容

検査項目	METex14遺伝子検査
保険点数	5,000点
検査方法	次世代シーケンシング
判断料	遺伝子関連・染色体検査判断料(100点)
診療報酬 点数表区分	D004-2「1」の「ロ」処理が複雑なもの
備考	<p>肺癌患者の血漿を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングによりMETex14遺伝子検査を行った場合は、本区分の「1」の「ロ」複雑なものの所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。</p> <p>ア 本検査の実施は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、「1」の「ロ」処理が複雑なものうち、(4)のアに規定する肺癌におけるMETex14遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定できる。</p> <p>イ 本検査の実施にあたっては、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書に記載すること。</p> <p>ウ 本検査と、肺癌の組織を検体とした「1」の「ロ」処理が複雑なものうち、(4)のアに規定する肺癌におけるMETex14遺伝子検査を同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。</p> <p>エ 本検査と、肺癌の組織を検体としてMETex14遺伝子検査以外の検査を併せて行った場合には、「注2」の規定を適用し、本検査を含めた検査の項目数に応じた点数により算定する。</p>

検査項目	ロイシンリッチ $\alpha$ 2グリコプロテイン
保険点数	276点
判断料	生化学的検査(Ⅰ)判断料(144点)
診療報酬 点数表区分	D003糞便検査の「9」
備考	<p>血清を検体として、ロイシンリッチ<math>\alpha</math>2グリコプロテインを潰瘍大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合は、区分番号「D003」糞便検査の「9」カルプロテクチン(糞便)の所定点数を準用して3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>ア 潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として、区分番号「D003」の「9」カルプロテクチン(糞便)又は区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>イ ロイシンリッチ<math>\alpha</math>2グリコプロテインを測定する場合は、当該検査にかかる判断料については、区分番号「D026」検体検査判断料の「4」生化学的検査判断料(Ⅰ)を算定する。</p>

## ● 検査方法が追加された項目

### ▼ 詳細内容

検査項目	HIV-1核酸定量
保険点数	520点
検査方法	TMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法
判断料	微生物学的検査判断料(150点)
診療報酬 点数表区分	D023微生物核酸同定・定量検査の「15」
備考	ア 「15」のHIV-1核酸定量は、PCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法又はTMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、HIV感染者の経過観察に用いた場合又は区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「17」HIV-1抗体、「16」のHIV-1,2抗体定性、同半定量、HIV-1,2抗原・抗体同時測定定性、「18」のHIV-1,2抗原・抗体同時測定定量、又は「18」のHIV-1,2抗体定量が陽性の場合の確認診断に用いた場合にのみ算定する。

〔注〕 下線部が追加変更されました。